

第2期

美浜町

子ども・子育て 支援事業計画

概要版



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国では近年、急速な少子高齢化の進展や核家族化・地域での人間関係の希薄化などにより、子育てをとりまく環境が大きく変わってきています。また、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもや子育てを取り巻く新たな課題も出てきています。

そういった中、国は、子育て支援を実施しており、令和元年10月には幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子ども達の利用料が無償化される「幼児教育・保育の無償化」も開始されるなど、支援の充実が図られています。

美浜町においても、年少人口（0～14歳）が年々減少しており、少子化の進行がみられます。しかし美浜町は、6歳未満の子どもがいる世帯の核家族率が全国に比べ低いため、家庭における保護者を支える力が強く、また、地域のつながりを大切にしている美浜町では、地域での子どもに対する見守りの力も強くなっており、まち全体で子どもを見守る体制が整ってきています。

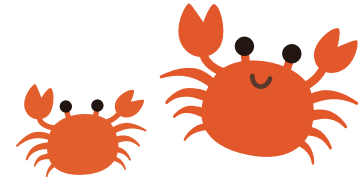
美浜町では、平成27年に「美浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、美浜町における子どもや子育て家庭等に対する取り組みを推進してきました。

そしてこの度「美浜町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えるため、「美浜町子ども・子育て支援事業計画」を踏まえつつ、「第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

この計画は、子どもや子育て家庭等に対する、より一層の充実した取り組みを進め、美浜町の一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる社会を実現するための計画です。



2 計画の位置づけ



① 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

② 美浜町計画体系等における位置づけ

本計画は、美浜町の上位計画である「美浜町総合計画」に則し、関連する各種個別計画とも連携を図りながら、次代を担う子どもを生き育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための計画として策定します。

また、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定します。

3 計画の期間

本計画は、令和2～6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
-------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	------	------

美浜町子ども・子育て支援事業計画

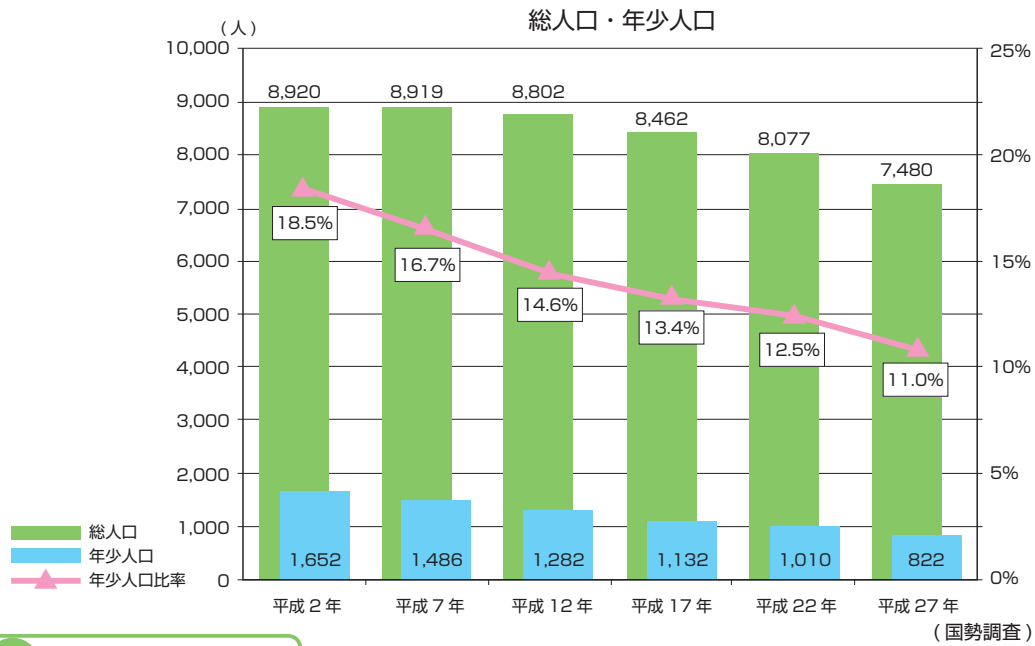
第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画

美浜町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 総人口と年少人口の推移

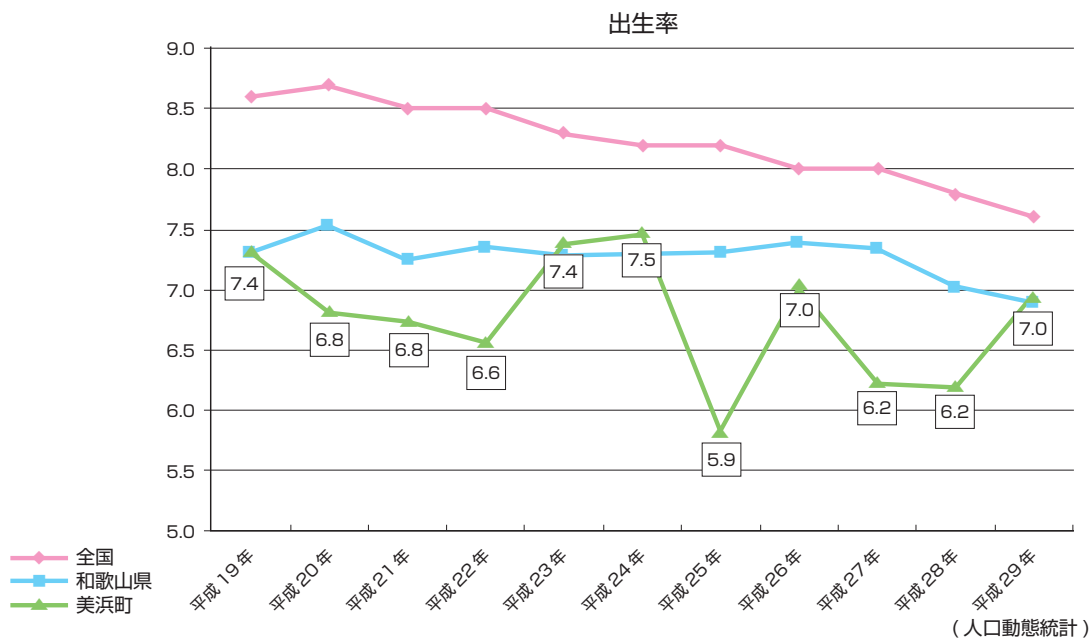
総人口は一貫して減少傾向で推移しており、平成2年の8,920人から、平成27年には7,480人に減少しています。

また、年少人口（0～14歳）についても一貫して減少しており、平成2年の1,652人から平成27年には822人に減少しています。同様に総人口に占める年少人口比率についても、同期間に18.5%から11.0%へと、7.5ポイント減少しています。



2 出生率の推移

出生率（人口千人あたりの出生数）についてみると、本町は増減を繰り返して推移しており、平成29年で7.0となっています。また全国と比べると、一貫して低い出生率となっています。



美浜町における子どもや子育てに係る取り組み

① 子ども・子育てビジョン（基本理念）

前計画である「美浜町子ども・子育て支援事業計画」では、「もっとのびのび子どもが育つまち みはま」を子ども・子育てビジョン（基本理念）として、計画を推進してきました。

これは、子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識の下、町全体で子育ての意義について理解を深め、町が一体となって子育てに伴う喜びが実感できるような環境づくりをめざした子ども・子育てビジョンです。

「美浜町子ども・子育て支援事業計画」との連続性並びに整合性を維持するため、また、近年の少子化の急速な進行や、子育て家庭・保護者の孤立化等といった問題に対応するため、町全体で子育てをする美浜町の子ども・子育てビジョンとして、本計画では「もっとのびのび子どもが育つまち みはま」を継承し、子ども・子育て家庭等に対する支援を進めていきます。

もっとのびのび子どもが育つまち みはま



② 基本目標（計画推進の視点）

本計画の基本理念『もっとのびのび子どもが育つまち みはま』の実現に向けて、以下の5つの基本目標を設定し、5つの柱を基本にした総合的な施策の推進を図ります。

① 地域の子育て支援体制の充実

子育て支援サービスや保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備など、美浜町における子育てを支援し、子育て家庭が子どもを安心して育てることができるような、子どもの成長と子育てを支援するサービスの充実をめざします。

② 親子の健康の確保・増進

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

③ 子ども的心身の健やかな成長のための教育環境の充実

子どもが育つ力を伸ばし、育っていくように、学校教育の推進、子ども達の多様な体験機会の拡充を図り、子どもの生きる力の育成をめざします。また、家庭を中心に学校・地域が子どもの育ちを応援できるように、家庭教育と家庭や地域の教育力を高めるための取り組みを推進します。

④ 子育てを支援する生活環境の向上

子どもを事故や犯罪などの被害から守るために、子どもに安全な環境を地域ぐるみで協力してつくり、地域で安全で安心できる暮らしを守る取り組みを推進します。また、子ども及び子育て家庭を含め、すべての町民が安全で快適な環境の中で暮らしていけるように、まちづくり・住環境・道路交通環境などの充実を図っていきます。

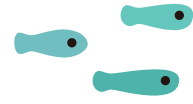
共働き世帯が増える中、親が子どもに向き合い、子育てを家庭で協力して取り組み、仕事と家庭生活等の調和を図りながら暮らせるように、就業環境の向上、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進します。

⑤ すべての親子に対する支援の実施

子どもが一人の人間として尊厳を保持し続けられるように、関わりや支援が必要な親子も含めすべての親子が地域で育ち、のびのび暮らせるような支援に取り組みます。

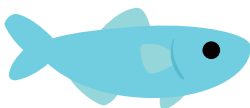


3 施策の体系



基本理念	基本目標	基本施策
もっとのびのび子どもが育つまちはま	地域の子育て支援体制の充実	子育てを支援する取り組みの推進
		地域での子育て支援活動の推進
		保育サービスの充実
	親子の健康の確保・増進	親子が健康に過ごすための支援
		食育の推進
		思春期保健対策の推進
	子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の充実	学校の教育環境等の整備
		体験・交流など子ども達の多様な活動の推進
		家庭や地域の教育力の向上
	子育てを支援する生活環境の向上	生活環境の向上
		交通安全活動の推進
		子どもの安全の確保
		男女共同参画社会の推進
	すべての親子に対する支援の実施	ひとり親家庭等の自立支援の推進
		児童虐待防止対策の充実
配慮を必要とする児童への施策の充実		

※各基本施策の取り組み内容や事業については、計画書 28～34 ページをご覧ください。



幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

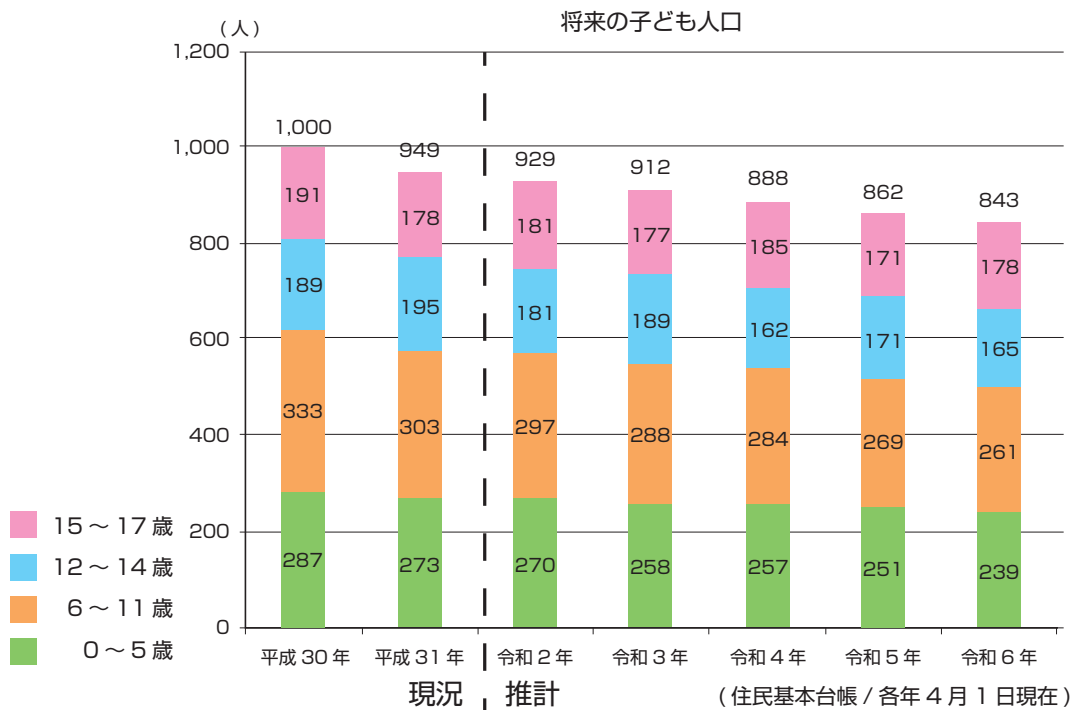
1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

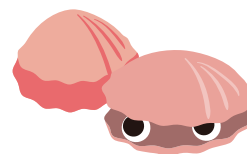
美浜町のこれまでの教育・保育事業の利用状況からみると、利用者は区域を超えての利用を選択するケースが少なくないことが見込まれるため、利用実態に合った区域設定とするために、美浜町においては、教育・保育提供区域を町全域の1区域として設定します。

2 将来の子ども人口

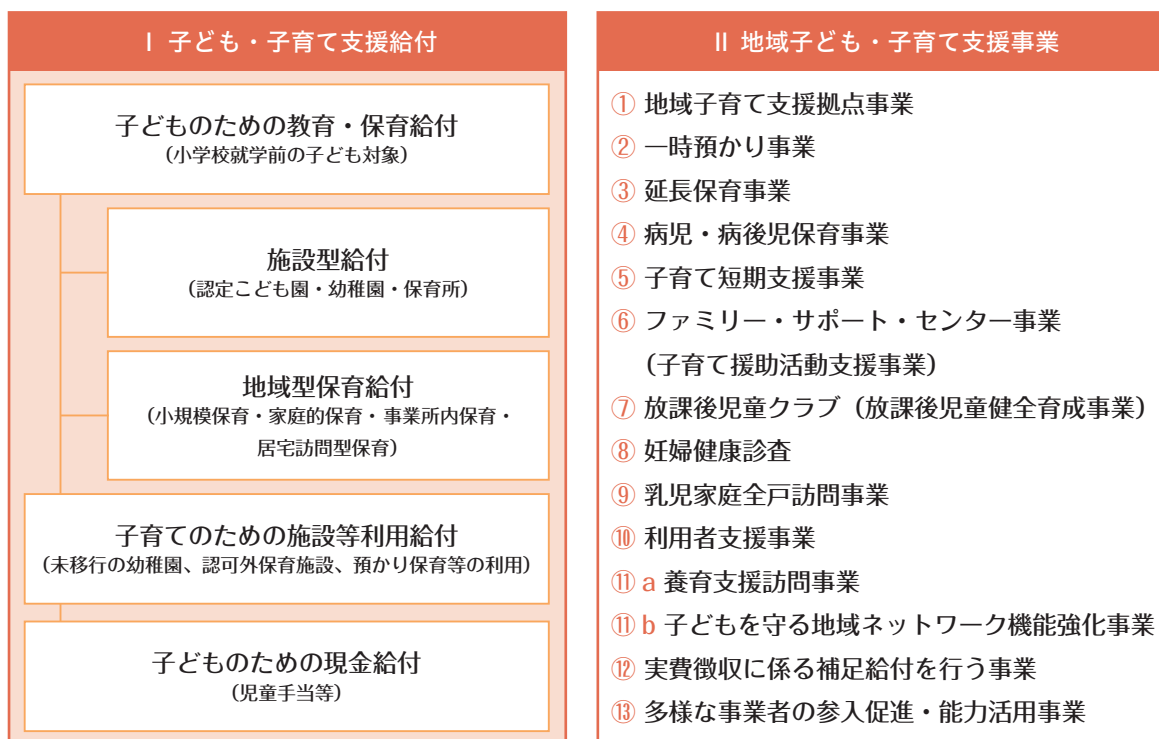
0～17歳の子ども人口については減少傾向で推移し、平成31年の949人から令和6年には843人まで減少することが見込まれ、就学前児童は239人、小学生は261人、中学生は165人、高校生は178人となると推計されます。



3 幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業



子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業に関して、適正な実施に努めます。



※各事業に関する事業内容や事業の必要量・実施時期等については、計画書 40～48 ページをご覧ください。

計画の推進

1 計画の推進にあたって

計画に基づく施策を PDCA サイクル (計画・実施・評価・改善) に基づき、総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検します。

この点検結果に基づき、子ども・子育て会議で協議しながら事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

なお、当初の計画に対して見直しが必要となった際は、中間年度 (令和 4 年度) を目安とし、計画の見直しを検討します。



第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画

概要版
編集：美浜町 教育課

美浜町役場

〒644-0044
和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278
電話：0738-22-4123 (代)